

平成29年(国)第5526号

平成30年5月31日裁決

主文

厚生労働大臣が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした老齢基礎年金に係る処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 事案の概要

本件は、請求人が、国民年金の保険料の納付を免除されていたにもかかわらず、60歳に達する日の属する月の前月分までの361月について保険料を納付していたことから、その納付を計算の基礎とした老齢基礎年金を支給すべきであると主張して、後記2記載の原処分取消しを求める事案である。

本件記録によると、本件再審査請求に至る経緯は次のとおりである。

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、老齢基礎年金の裁定請求をした。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、支払開始年月を平成〇年〇月、基本となる年金額を〇〇万〇〇〇〇円、国民年金の保険料納付済期間等を第1号期間につき全額免除361月、第2号期間につき共済組合26月とする老齢基礎年金を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

本件の問題点は、①請求人が納付した361月分の保険料(以下「本件保険料」という。)が、国民年金法第89条第1項の

「既に納付されたもの」に当たるかどうか、②請求人の信義則違反の主張が認められるかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 請求人は、本件保険料が国民年金法第89条第1項の「既に納付されたもの」に当たると主張する。

しかしながら、国民年金法第89条第1項の「既に納付されたもの」には、納付義務がないものは含まれないものと解される所、本件保険料は、法的には納付義務がなかったものであるから、「既に納付されたもの」に当たらないというべきである。

- 2 請求人の信義則違反の主張について検討する。

本件記録によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人(昭和〇年〇月〇日生)は、昭和〇年〇月〇日付けで、傷病名をポリオによる両下肢弛緩性麻痺、障害の状態を1級11号、受給権取得年月日を昭和〇年〇月〇日とする、昭和60年法律第34号(以下「昭和60年改正法」という。)による改正前の国民年金法による障害福祉年金の裁定を受けた。請求人は、同法第89条第1号の規定により保険料を納付することを要しないものとされ(以下、これを「保険料の法定免除」といい、これに該当する者を「法定免除対象者」という。)、請求人の保険料の法定免除は、後記のとおり障害福祉年金が障害基礎年金となつてからも同じであった。
- (2) 請求人は、昭和〇年〇月に司法修習生に任命され、同月から昭和〇年〇月までの間、国家公務員共済組合の組合員資格を有していた。請求人は、同年〇月、弁護士登録をして、弁護士を開業した。

請求人に係る障害福祉年金は、昭和60年改正法附則第25条第1項の規定により、昭和61年4月1日を受給権発生の日とする障害等級1級の障害基礎年金となつたが、請求人について

は昭和○年○月以降、所得要件を欠くことを理由として全額支給停止となっていた。

- (3) 請求人は、障害福祉年金の受給権者及び障害基礎年金の受給権者が法定免除対象者となり、保険料の全額を納付することを要しないことを知らずにおり、国民年金法施行規則第75条に定める保険料免除に関する届書（以下「免除理由該当届」という。）を提出することもなかった。保険者は、保険料納付に係る事務手続上、請求人を法定免除対象者として把握しておらず、請求人に対し、所定の納付書を送付して保険料の納付を促していた。
- (4) 昭和○年○月○日、社会保険事務所の担当者は、請求人の妻に電話し、請求人は「障害福祉1級永久認定者」であり、「高額所得…のため支給停止」とされているが、「61. 4の法改正により老齢基礎年金へ移行し、拠出老齢年金より高くなる」、「高額所得であれば、障害基礎年金は停止するが、老齢基礎年金は支給となる」などと説明し、請求人の妻から「保険料を納付してゆく」旨の回答を得た。
- (5) 請求人は、昭和○年○月分から60歳に達する日の属する月の前月である平成○年○月分までの361月（以下「本件期間」という。）について、上記のとおり保険者から送付された納付書を使用して保険料を納付してきた。この間、請求人は保険料納付の義務がない旨を指摘されることはなかった。
- (6) 社会保険庁が平成○年○月○日に作成し、請求人に対して送付した「ねんきん特別便」には、国民年金の加入月数が「323」、納付済月数が「334」、全額免除月数が「0」と記載されていた。
- (7) 日本年金機構（以下「機構」という。）が請求人に対し送付した平成○年○月○日現在の年金加入期間に関する通知には、「国民年金加入期間（納付済月数）」が357か月、全額免除月数が

0か月と記載されていた。

- (8) 機構が平成○年○月○日付けで請求人へ送付した「国民年金の加入期間終了と国民年金の加入月数のお知らせ」と題する郵便はがきには、国民年金の加入月数として、被保険者月数欄には「361」、納付月数欄には「361」、法定免除・全額免除月数欄に「0」とそれぞれ記載されていた。
- (9) 機構が平成○年○月○日時点の年金加入記録に基づき作成し、請求人に対して送付した「ねんきん定期便」には、年金加入期間は国民年金の「第1号被保険者（未納期間を除く）」として「361月」、65歳からの老齢基礎年金の見込額は「○○○, ○○○円」、「(参考) これまでの保険料納付額」は「(累計額) ○, ○○○, ○○○円」と記載されていた。
- (10) 機構の○○年金事務所長は、平成○年○月○日付けで、機構本部事業推進統括部国民年金事業推進G宛てに要旨次の内容の協議書を送付した。

昭和○年○月○日、請求人が障害福祉年金1級の永久認定者であることを分かっていながら、免除理由該当届を提出させず、請求人の妻に65歳以降老齢年金が受給できると説明し、保険料の納付を勧め、その後も法定免除の説明がされず、引き続き保険料の納付を受けていたことが紙台帳検索システムで確認された。最初に保険料の納付を勧め、何度か納付及び職能型国民年金基金加入の状況を確認しており、是正の機会があったにもかかわらず、そのままにしていたため、請求人は職能型国民年金基金を含めた生活設計を持ち続けてきた。今回の事案は、職員の誤った対応の結果、発生したものであるため、法定免除の処理を行わず、国民年金保険料を納付した状態で行うべきである。
- (11) 機構本部事業推進統括部国民年金事業推進Gは、平成○年○月○日付けで、機構○○年金事務所長に対し、本

件保険料について還付すべき旨の回答をした。

機構は、同年〇月〇日付けで、請求人に対し、保険料は、昭和〇年〇月分からその理由に該当する間免除される旨通知した。

厚生労働省年金局事業管理課長は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書」により、合計361月の本件保険料が過誤納保険料であるとして、過誤納金〇〇〇万〇〇〇〇円を還付する旨通知した。

(12) 請求人は、平成〇年から日本弁護士国民年金基金に加入していた。

3 上記認定事実によれば、請求人は、昭和〇年〇月〇日を受給権発生の日とする障害福祉年金（昭和61年4月1日以降は障害基礎年金）の受給権者であり、法定免除対象者に該当するところ、一般的には、法定免除対象者が保険料を納付しても、納付義務のない過誤納であるから、還付すべきものであることは保険者の主張するとおりであり、その限りで原処分は法令に従うものといえなくはない。

しかしながら、本件保険料の納付は、昭和〇年〇月から請求人が60歳に達する平成〇年〇月までの361月という長期にわたるものであり、この間、保険者は、請求人が法定免除対象者であることを容易に把握し得たにもかかわらず、請求人を保険料の納付義務者として取り扱い、納付書を送付するなどして保険料納付を促し、請求人も保険料の納付義務がないことを認識せず、保険者からの保険料の納付の促しに従い、納付義務があるものと信じて本件保険料を納付し、これを保険者においても正規の納付として取り扱い、請求人に対する通知においても納付月数に算入した通知してきたのである。これらの事情に鑑みれば、請求人が、一般の被保険者と同じく納付した保険料に応じた老齢基礎年金の支給がされるものと信じて保険料を納付してきたのは当然のことといえ、このように長期間にわ

たり継続的に形成された保険料の納付を基礎とする信頼関係は、法的保護に値するものというべきである。

確かに、法定免除対象者は、免除理由該当届を提出すべき義務を負うが（国民年金法施行規則第75条）、請求人は昭和〇年〇月以降障害福祉年金及び障害基礎年金の支給が停止されていたのであり、前記認定のとおり、昭和〇年〇月〇日、社会保険事務所の担当者は、請求人が障害福祉年金の受給権者であることに言及しながら、免除理由該当届の提出を促すこともせず、かえって請求人の妻に老齢基礎年金の受給に有利であるとして保険料の納付を勧め、その後も納付を継続させる結果となったことに照らせば、請求人が弁護士であるからといって、上記届出をしなかったことを重視することは相当でない。

また、公益上の必要がある場合には、信頼の保護が制約を受けることもやむを得ないが、平成24年法律第62号により国民年金法第89条第2項において保険料納付の申出の制度が設けられたことにも照らすと、本件保険料の納付が納付義務のある保険料の納付と同じく取り扱われることになるからといって、公益上格別の支障が生ずるとはうかがわれず、この点について保険者から特段の主張立証もない。

請求人は、日本弁護士国民年金基金にも加入して将来に備えてきたのであり、納付済みの本件保険料を還付しただけでは、請求人の上記信頼が保護されることにならないのは明らかである。

以上の事情を勘案すれば、保険者が本件保険料の納付を過誤納であるとして、老齢基礎年金の年金額の計算において本件保険料の納付済期間361月（本件期間）を算入しないことは、信義則上許されないとすべきである。

4 以上の次第で、原処分は著しく不当であるから、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。